

前九年合戦・安倍氏研究事業

# 平成 26 年度 国指定史跡 鳥海柵跡シンポジウム



平成27年2月14日(土)13:30~15:30  
金ヶ崎町中央生涯教育センター 大ホール

[主催] 金ヶ崎町教育委員会

[共催] 南方地区自治会連合会 南方地区老人クラブ連合会

前九年合戦・安倍氏研究事業

平成 26 年度国指定史跡 鳥海柵跡シンポジウム — 資料 —

発行日 2015年2月  
発行 金ヶ崎町中央生涯教育センター  
編集 金ヶ崎町中央生涯教育センター  
〒029-4503 岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根南羽沢 55  
TEL 0197-44-3123 FAX 0197-44-3125  
印刷所 有限会社 金ヶ崎印刷  
〒029-4503 岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根西地藏野 38-9  
TEL 0197-44-5485 FAX 0197-44-5486

# 目 次

## 一日 程

### 開 会

金ヶ崎町教育委員会教育長あいさつ

南方地区自治会連合会 会長 西 久雄氏あいさつ

### 講演

演題「鎮守府胆沢城から鳥海柵へー在庁官人安倍氏の誕生ー」… 1

講師 宮城学院女子大学教授 大平 聡 氏

### シンポジウム

コーディネーター 元北上市博物館 館長 本堂 寿一氏

パネラー 宮城学院女子大学 教授 大平 聡氏

花巻市博物館 館長 高橋 信雄氏 …15

秋田県埋蔵文化財センター

主任文化財専門員兼班長 高橋 学氏 …17

参 考 資 料 .....22

質 疑 応 答

### 閉 会

9 凡戸。皆五家相保。一人為長。以相檢察。勿造非違。如有遠客來過止宿。及保内之人有所行詣。並語同保知。

凡そ戸は、皆五家相ひ保れ。一人を長と為よ。以て相ひ檢察せしめよ。非違造すと勿れ。如し遠くの客來り過りて止まり宿ること有り、及び保内の人行き詣く所有らば、並に同保に語りて知らしめよ。

10 凡戸逃走者。令五保追訪。三周不獲除帳。其地還公。未還之間。五保及三等以上親。均分佃食。租調代輸。三等以上親。謂。同里居住者。戸内口逃者。同戸代輸。六年不獲亦除帳。地准上法。

凡そ戸逃走せらば、五保をして追ひ訪はしめよ。三周までに獲ずは、帳除け。其れ地は公に還せ。還さざらむ間、五保及び三等以上の親、均分して佃り食め。租調は

養老戸令

奈良文化財研究所 木簡データベースより

- 「播磨国赤穂郡大原五保秦酒虫赤子目五斗」(平城宮)
- 「五保私部質比万呂別石部直」(平城宮宮城南面西門)
- 「御野郡出石郷白米五斗天平勝宝八歳米五保倭文部東人」(平城宮内裏東方東大溝地区)
- 「伊勢国川勾郡安麻手里五保海部子首春米一斛」(平城京左京三条二坊)
- 「漢部里五保口」(平城京左京三条二坊)
- 「北宮御物倭余戸里五保」(平城京左京三条二坊八坪)

こは 五保 律令制下の地方行政における隣

保制度で、中国唐の制度になら、原則として近隣五戸をもって編成された相互扶助と防犯・徴税のための連帯責任組織。律令の規定によると、五保は保長の統制下に、(一)犯罪防止のための相互檢察、犯罪人告発と被害者の救助、(二)浮浪防止のための保内戸口出入の告知、(三)保内の戸逃亡の場合、三年間の探索およびその口分田の均分耕作と租調の代納、(四)保内の戸全員死滅し、五等親以上もなく遺言もない場合の財産処分などの義務を負った。大宝二年(七〇二)「御野国戸籍」には五戸一保原則の実施を示す五保の記載がみられるが、加毛郡半布里の場合、五十八戸一里の最後の八戸が一保として編成されていることからすると、五十戸以上六十戸未満の里編成には五十戸一里原則を超える戸を戸数にかかわらず一保として編成するのが通例であったと思われる。その場合、条件(山谷阻険、地遠人稀)によっては実際に里の例外的編成として、その保一保長は里一里長と同じ機能をもつこともあったであろう。八世紀の「大宝令」注釈の「古記」では二十五戸未満の場合、別に長をおかず、保長が賦役を催駆すべしとしている。平安時代に入ると、平安京では、四町一保、四保一坊と、区画単位としての保が現われるが、五保制も京師における治安警察のための重要な組織として、貞観四年(八六二)には皇親・貴族官人における保長の任用と結保とを奨励し、昌泰二年(八九九)には左右京各一巻の結保帳の作成を命ずるなど、その強化励行がはかられている。一方、地方では公民支配戸籍制度の解体に伴い、五戸一保の編成は崩れ、寛弘元年(一〇〇四)「讃岐国戸籍」には一・二保計八戸以上、三保十戸以上、四保五戸以上といった状況がみられる。その地域単位化と徴税のための組織といった性格から、保は平安時代後期以降、封戸の貢納不足を補填するために設けられた便補保として、さらに荘・郷などと併存する国内の単位所領として、大きく転換変質して行く。

【参考文献】 三浦周行「法制史の研究」、清水三男「日本中世の村落」、清水三男著作集

(一) 坂本眞三「日本王朝国家体制論」、石母田正「奈良時代の村落についての一資料」(『歴史科学大系』二所収)、岸俊男「律令制の社会機構」(『日本古代籍帳の研究』所収)、同「家・戸・保」(同所収)、竹内理三「保の成立」(『森博士還暦記念会編「対外関係と社会経済」所収』(宮本 教)

『国史大辞典』より





○一五 近江國大國鄉墾田賣券○吉田文書

大國郷戸主鳴削乙麻呂解申依正稅賣墾田券立事(4)

合貳段壹伯貳拾捌步

十條五里卅五家田北二百步

六里五野中田分東南一段二百八十八步已上素東人墾

右件田、稻柴拾束充價直、與賣常土同郷戸主調首新麻呂既了、仍立券文如前、以解、

延曆十五年九月廿三日 墾田主素東人

(七九六)

戸主鳴削乙麻呂

保長依知秦公「宅成」

保子依知秦公「家成」

若湯坐連「廣津」

調首「歲麻呂」

郷長 大友日佐「淨川」

「判」

大領依知秦公

擬主帳野中史

權大領依知秦公「足上」

少領依知秦公

○「愛智郡印」  
三十一アリ

○一六 近江國八木郷墾田賣券案○金比羅宮所藏文書

八木郷戸主民首田次麻呂解申立賣買墾田券事

十條五里卅五家田貳段調白刀自女土一段百步  
秦刀自女土二百六十步

右件田、正稅陸拾束充價直、與賣常土大國郷戸主調首新麻呂既了、今依式立券文如前、仍具事狀、以解、

延曆十五年十一月二日 戸主民首田次万呂

保長依知秦公

秦公咋麻呂

依知秦

郷長秦公「茂人」

領依知秦公「國成」

「判」

大領依知秦公「子駿河」

主帳野中史

權大領依知秦公

少領依知秦公「豊上」

○四四 近江國大國郷墾田賣券○東大寺文書

大國郷戸主大荒木臣淨川戸調首富麻呂解 申立賣買墾田券事

合貳段貳佰柒拾陸步 直米貳斛伍斗

十條六里四上野田佰柒拾陸步

十野依田貳段佰步

右件墾田、充米貳斛伍斗價直、限永年與領戸主從八位上調首新麻呂既訖、望請、依式立券、仍勒保證署名申上、以解、

弘仁九年三月十日 墾田主調首「富麻呂」

(八八)

弟調首「黑麻呂」

調首「淨麻呂」

姑調首家主女

調首乙虫女

戸主大荒木臣「淨川」

保長若湯坐連「廣津」

保子依知秦公「家成」

依知秦公「人男」

若湯坐連「眞公」

秦人「咋麻呂」

郷長依知秦公「眞廣」

(部判號カ)  
大領外正八位上依知秦公「名守」主帳外少初位下平羣「氏吉」  
擬大領外正八位上勲八等依知秦公「豊上」  
○「愛智郡印」  
二十五アリ

○四七 近江國蚊野郷墾田賣券○根岸文書

蚊野郷戸主從八位下依知秦公成人解申依正稅稻賣買墾田券文立事

十二條八長田里廿七廣田口切田參段

右件墾田、用正稅稻柒拾貳束充價直、切常土與賣大國郷戸主勲九等依知秦公万歲麻呂既訖、望請、依式立券文如前、仍注事狀、以解、

弘仁十一年十二月五日 墾田主依知秦富吉女

(一一〇)

戸主從八位下依知秦公「成人」

弟 依知秦公「魚成」

保長從八位下秦人「國行」

保子 眞野戸「雪麻呂」

從八位上秦前「繼麻呂」

領 秦人「乙麻呂」

調首「淨川」

了事調首「大野」

秦人「福足」

郷長服直

判之

擬大領外正七位下依知秦公「名守」主帳外少初位下日佐首「勝繼」  
擬少領從八位上依知秦公 「吉繼」  
○「愛智郡印」  
三十八アリ

監元位秦公 「吉繼」

平安時代の「保長」資料 (『平安遺文』より)

○四八 近江國長岡鄉長解○林康員所藏文書

長岡鄉長解 申部内伯姓切常根賣買墾田立券文事

合壹段

大原二條三里廿五墓原百八步

廿六柿田百八十步

賣人長岡鄉戶主輕繼人戶口秦富磨

得買人

右、得管鄉長丸部今繼解狀稱、戶主輕繼人戶口秦富麻呂申云、依己之所負正稅、己之父秦永壽之名墾田矣、限永年價直稻充參拾束、賣與淺井郡湯次鄉戶主從六(位)下(保)的部臣吉野戶中嶋連 大刀自咩既畢者、依款狀、彼證刀福等召集覆勘、所陳有實也、望請、鄉解文欲立券文者、今依申狀、賣買勒兩人連名、立券文如前、即附買人申送、以解、

弘仁十四年十二月九日 專田主秦「永壽」

(八二三)

賣人秦「富麻呂」

弟 秦「長種」

母息長「秋刀自女」

買人「中嶋連大刀自咩」

戶主輕我孫「繼人」

保戶主栗田「人勝」

主候鳥次「惟成」

輕我孫「吉長」

鄉長丸部今繼 ○郡印數十アリ

A面(オモチ面)

二. 釈文

宮城郷口壹拾陸人 請稻□□貳「」

一保長□子部圓勝保口壹拾陸人 請稻□×

□戶主壬生部益成戶口貳人 請稻□×

□戶主□部子□×

B面(漆付着面)

□□□□

□□□□

□給陸拾伍斛

□斛

行造東大寺所下 黒田柚

○一八三三 行造東大寺所下文案○東大寺文書四ノ四

不可承引公郷保長郡司等稱在家夫、庄民則重、弘元

充催國見柚夫役事、

右彼柚解狀云、國見柚夫者、率公田所催仕也、而今年始充在家、追捕弘元等、押取内財之旨、已無其理者、如解狀者、國使所爲頗不隱便、何背先例、始可充行哉、就中修造大佛殿之間、夫役重疊、豈可然乎、觸示此由、專不可承引、但於押取物、儘可注進色目、早經 奏聞、爲令糺返也、柚司承知、依件行之、故下、

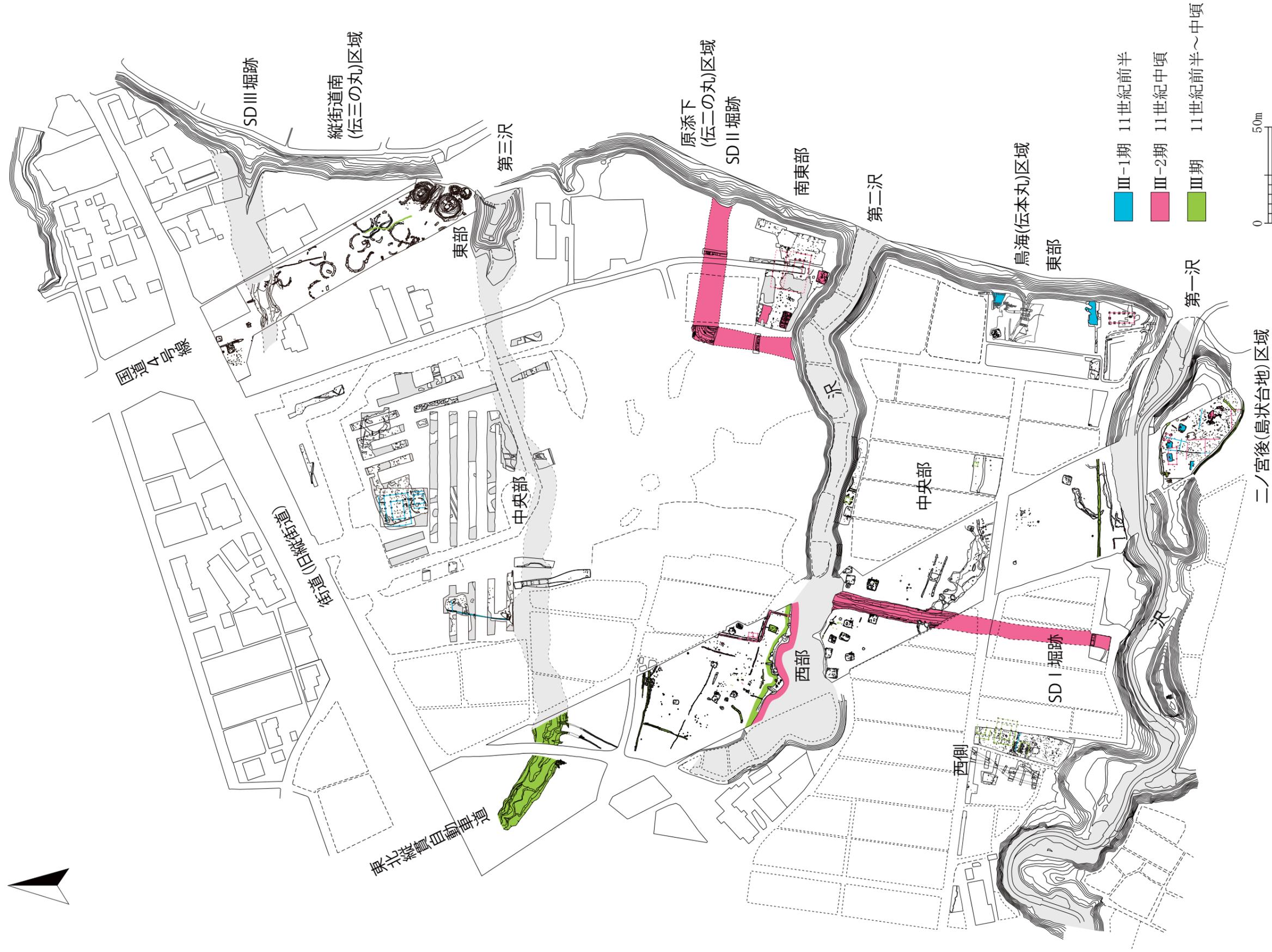
永久三年八月十九日

長官右中辨藤原朝臣在判 判官左大史在判

次官中原朝臣在判

弘田柵跡第一二三次調査出土の第六号漆紙文書

山形大学人文学部 三上 喜孝



鳥海柵跡 遺構の考察による遺構変遷図

金ケ崎町教育委員会2013年  
『鳥海柵跡 平成22・23年度発掘調査報告書』  
金ケ崎町文化財調査報告書第70集より